

◇単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の昇給に係る基準昇給号給数の算定の基準を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)